

千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する事前協議実施要綱

平成20年4月1日 施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、ペット霊園の設置又は変更の許可に際し千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例(平成20年千葉市条例第8号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき実施する当該ペット霊園等の計画についての協議に関し、条例及び千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則(平成20年千葉市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(関係法令等の遵守)

第3条 申請予定者は、条例第5条第1項の規定により協議するときは、遅滞なく、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令等に基づく手続等を行うよう努めなければならない。

(審査等)

第4条 市長は、規則第2条の事前協議書の提出があった場合は、ペット霊園の計画の内容が条例別表に掲げる審査基準に適合しているかどうかを審査し、当該計画の内容が審査基準に適合していないときその他市長が必要と認めるときは、申請予定者に対し、当該審査基準に適合するよう当該計画の変更を指導するものとする。

2 申請予定者は、前項の規定による指導があったときは、誠実に対応しなければならない。

(事前協議事項適合通知書等)

第5条 市長は、前条の規定による審査の結果、ペット霊園の計画の内容が、審査基準に適合していると認めるときは事前協議事項適合通知書(様式第1号)により、審査基準に適合していないと認めるときは事前協議事項不適合通知書(様式第2号)により、申請予定者に通知する。

2 前項の事前協議事項適合通知書の有効期間は、通知の日から3年が経過する日までの期間とする。

(変更協議)

第6条 前条第1項の事前協議事項適合通知書の交付を受けた申請予定者は、協議した事項を変更しようとするときは、ペット霊園設置(変更)許可事前協議事項変更協議書(様式第3号)に当該事前協議事項適合通知書の写し若しくは変更に係る第3条各号に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出し、協議しなければならない。この場合において、その変更が次の各号のいずれ

かに該当するときは、前条第2項の規定にかかわらず当該事前協議事項適合通知書は、その効力を失うものとし、当該経営予定者は、新たに事前協議を行わなければならない。

- (1) 設置予定者を変更する場合
- (2) ペット霊園の用地を変更する場合
- (3) その他市長が事前協議事項適合通知書の内容と一体性を失うと認める場合

(中止の届出)

第7条 第5条第1項の事前協議事項適合書による通知を受けた申請予定者は、ペット霊園の計画を中止する場合は、ペット霊園計画中止届出書(様式第4号)に当該事前協議事項適合通知書を添えて市長に届け出なければならない。

(近隣住民の承諾等)

第8条 条例第5条第2項の規定により事前協議書を提出しようとする申請予定者は、ペット霊園の予定区域の近隣住民等に当該墓地の計画について説明するとともに、次に掲げる者に対し、その承諾を得るように努めなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) ペット霊園の用地の境界から10メートル以内の土地の所有者
- (2) ペット霊園の用地の境界から100メートル以内の住宅等の所有者、管理者又は占有者

(紛争の解決)

第9条 申請予定者は、ペット霊園の用地の周辺住民等との間で紛争が生じたときは、誠意をもって自主的に解決するように努めなければならない。

(提出書類)

第10条 この要綱に基づき市長に提出する書類及び図面の部数は、正副2部とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ペット霊園の設置の許可に関する事前協議について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月23日改正)

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

様式第1号

年 月 日

事前協議事項適合通知書

様

千葉市長



千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第2条第1項の規定により 年 月 日付けで事前協議の申し出がありましたペット霊園の計画については、審査の結果、審査基準に適合していると認められたので、千葉市ペット霊園の設置等の許可に関する事前協議実施要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 協議区分 設置許可 ・ 新增設 ・ 区域変更
- 2 ペット霊園の名称
- 3 ペット霊園の用地の所在地、番地、地目及び面積
- 4 区画数（収蔵数）
- 5 本事前協議済書の有効期限 年 月 日まで

注1 事前協議について

- ① この事前協議事項適合通知書は、ペット霊園の許可書ではありません。
- ② この審査は、千葉市ペット霊園の設置の許可に関する事前協議実施要綱に基づくものであり、他法令等については審査の対象でないので、他の法令が適用される場合は、所轄機関において別途許可等を受ける手続が必要です。
- ③ この事前協議事項適合通知書の有効期限内にペット霊園の設置許可申請がなされない場合は、この事前協議事項適合通知書の効力は失効します。
- ④ この事前協議事項適合通知書は、将来審査基準の改正等により無効となる場合があります。
- ⑤ 現時点において審査基準に適合していると認められるものであっても、ペット霊園の許可があるまでに関係法令等の改正により適合しなくなった場合は、許可を与えないことがあります。

注2 許可申請について

許可申請に当たっては、用地が自己の所有であること、抵当権等の所有権を制限する物権が設定されないことが証明されること、ペット霊園の維持管理計画が策定されていること、事前協議内容と相違がないことが必要です。

様式第2号

年 月 日

事前協議事項不適合通知書

様

千葉市長



千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第5条第1項の規定により 年 月 日付けで事前協議のありましたペット霊園の計画については、審査の結果、審査基準に適合していないと認められるので、千葉市ペット霊園の設置等の許可に関する事前協議実施要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

- 1 協議区分 設置許可 ・ 新增設 ・ 区域変更
- 2 ペット霊園の名称
- 3 ペット霊園の用地の所在地、番地、地目及び面積
- 4 不適合の理由

ペット霊園設置（変更）許可事前協議事項変更協議書

（あて先）千葉市長

住 所

氏 名

（※）

〔法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
（※）法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。〕

ペット霊園の計画について事前協議事項を変更しましたので、千葉市ペット霊園の設置等の許可に関する事前協議実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、変更の協議を申し出ます。

記

- 1 協議区分 設置許可 ・ 新增設 ・ 区域変更
- 2 ペット霊園の名称
- 3 ペット霊園の用地の所在地、番地、地目及び面積
- 4 事前協議事項適合通知書の年月日
- 5 計画変更の内容
- 6 計画変更の理由

ペット霊園計画中止届出書

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

※

法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
※ 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも
本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

ペット霊園の計画を中止するので、千葉市ペット霊園の設置等の許可に関する事前協議実施要綱第 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 協議の区分 設置許可・変更許可
- 2 ペット霊園の名称
- 3 ペット霊園の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 事前協議事項適合通知書の年月日
- 5 中止の理由